

再犯防止の推進

3 すべての人に健康と福祉を



11 住み続けられるまちづくりを



16 平和と公正をすべての人に



- 県民の理解と協力のもと、円滑な社会参加による「誰一人取り残さない」共生社会の実現

1. 提案・要望内容

【提案・要望先】法務省

(1) 犯罪をした者等の罪種・特性に応じた効果的な指導

- 犯罪をした者等に対する専門的な指導・支援等に関する調査研究等の成果や知見の提供、アセスメント内容等の有機的な引継ぎ、各種指導プログラムの充実

(2) 再犯防止推進施策を継続的・安定的に実施するための財政措置

- 地方公共団体における再犯防止推進施策を継続的・安定的に実施するためのさらなる財政支援

2. 提案・要望の理由

(1) 犯罪をした者等の罪種・特性に応じた効果的な指導

- 令和5年3月に策定された国の第二次再犯防止推進計画においては、都道府県の役割のひとつとして、罪種・特性に応じた専門的な支援などを地域の実情に応じて実施するよう努めることが求められたところ。
- 再犯を防止するためには、罪種ごとに認められる特徴や各個人の特性、犯罪をした者の背景にある事情等を的確に把握し、それらに応じた効果的な指導等を行うことが重要。
- このため、矯正施設や保護観察所における指導の一層の充実と、都道府県において、刑事司法手続後も継続的な支援が実施できるよう、犯罪をした者等に対する専門的な指導・支援等に関する調査研究等の成果や知見の提供、アセスメント内容等の有機的な引継ぎ、各種指導プログラムの充実が必要。

(2) 再犯防止推進施策を継続的・安定的に実施するための財政措置

- 本県では令和5年度に次期再犯防止推進計画の策定に向けた検討を行うこととしているところ。地方公共団体における再犯防止推進施策を継続的・安定的に実施するためにはさらなる財政支援が必要。

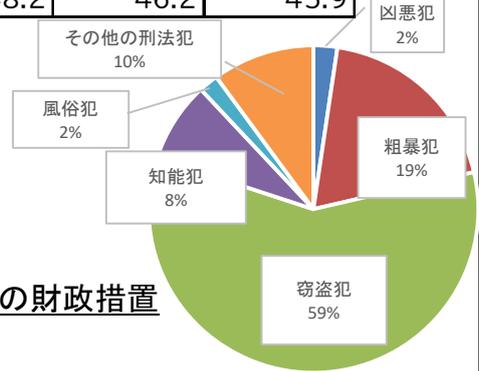
(本県の取組状況と課題)

(1) 犯罪をした者等の罪種・特性に応じた効果的な指導

- 本県における令和3年の刑法犯検挙総数 1,893 人のうち再犯者は 868 人となっており、再犯者率は 45.9%と高止まりしている。(全国 R3 : 48.6%)

年次	H29	H30	R1	R2	R3
刑法犯検挙総数(人)	2,060	1,952	1,736	1,807	1,893
再犯者(人)	1,008	973	836	834	868
再犯者率(%)	48.9	49.8	48.2	46.2	45.9

- 再犯者を罪種別に見ると最も多いものは「窃盗犯」で、全体の約 6 割、過去 3 年間ににおいても同様の傾向となっている。



(2) 再犯防止推進施策を継続的・安定的に実施するための財政措置

【本県における再犯防止の取組】

① 保健医療・福祉、就労、居住等の切れ目のない支援

3つの地域再犯防止推進モデル事業を継続実施

② 県と更生保護協力組織との連携強化

- 県独自の顕彰制度（知事感謝状）（R3～）
- 県民向けフォーラム開催（R3～）
- 保護観察終了者へのフォローアップ支援（R4～）

③ 市町における取組の促進

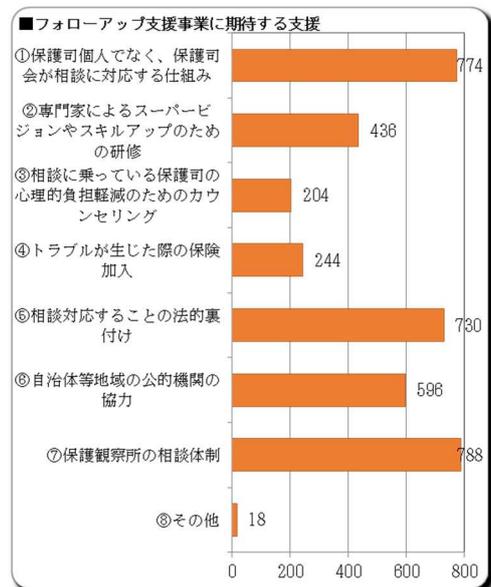
19市町中 15市町で再犯防止推進計画が策定済

④ 協力雇用主の増、幅広い業種からの登録促進

入札参加資格審査の優遇制度の拡充（R4～）

⑤ 更生保護に関する啓発活動

法務省、保護観察所と連携した啓発の実施



【令和元年5月、山下法務大臣（当時）との「再犯防止「三方よし」宣言】】



担当：
健康医療福祉部
健康福祉政策課
企画調整係
TEL 077-528-3519